

主な議案の審査状況

国民健康保険条例改正を可決

国民健康保険税の所得割に関する税率を、医療給付費分は4.43%から4.9%に、後期高齢者支援金分は1.37%から1.51%に、介護納付金分は0.99%から1.13%にそれぞれ改定するほか、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額（医療費分）を54万円から58万円に改める条例改正案が提案され、厚生委員会に付託し審査しました。

委員会では、担当から国民健康保険税率の改定による保険税負担のモデルケースや国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）からの答申等が資料として提出され、「今回の改正は、都の示す標準報酬率に20年かけて近づけることを考え、医療分・後期分・介護分の均等割について据え置き、それぞれの所得割だけを改定する。医療費の動向等がつかみづらく、保険税は3年に1度見直しをする」との説明がありました。

【委員会での主な質疑等】

Q 運営協議会から、20年かけて都が示している標準保険税率まで税率を上げていく趣旨の答申が出されているが、市はその方向で進めていくのか。

A 20年かけて近づけ、3年に1度改定することが市の方針である。

Q 一般会計からの法定外繰入を赤字とみなすものだ。この取組を求めているのは国、都のどちらか。

A 国が押し進めている。

Q 法定外繰入をなくさなければならない縛りはあるのか。ペナルティはあるのか。

A 国は最終的に統一保険料を目指している。赤字解消はどの市も行わなければならないが、ペナルティはない。

Q 今回の改正により税収増となる額は、赤字解消予定額より約1千万円少ないが、その差額はどのように考えているか。

A 一般会計からの繰入で賄うしかない。

Q 所得割を引き上げる一方で均等割を据え置くという判断は大事な点だ。どういう判断か。

A 低所得者や多子世帯等の負担軽減を図るためだ。また26市平均で本市は若干高めの額であるため据え置くものである。

Q 都の国保運営方針は行政手続法等の見地から、あくまでも行政指導だ。法定外繰入をどうするかは、市独自で判断すべきものだ。

A 加入者の急激な負担増にならないよう本市は20年をかけるが、国は原則6年としている。62市区町村同意で作成した都の運営方針を遵守したい。

Q 全国知事会の提言の中では、国保の被保険者の負担は限界に近づいていることが述べ

られている。この見地に立つのなら加入者に負担を求める考え方にならないのでは。

A 国の制度であること、都道府県も保険者となったこと、都内の自治体の状況を踏まえ、市として判断している。

Q 一般会計から国保会計への繰出金は20年間で240億円。市民全員が制度を維持するためにそれだけの金額を負担している。加入者に一定の負担増を求めることはやむを得ないのではないか。

【委員会での討論】

反対 国民健康保険税の都道府県単位化による法定外繰入は赤字とみなさなければならず、国や都の姿勢に無理がある。

賛成 過去20年間の国民健康保険税の繰出金は240億円。市民の皆様の協力によってなしている事業だ。ある程度の金額は加入者に負担していただきたい。

反対 基金には119億円が積み上がっている。法定外繰入も数億円減ってきており、必要なだけの法定外繰入を続けることは十分可能だ。

賛成 都の行政指導指針を無視して国保財政を計画なしに進めていくことは危険である。20年という長期的計画を持ち、保険料の数値や今後の予定を明確に示していく真摯な姿勢を一定程度評価する。

【採決】

委員会・本会議ともに、賛成多数で可決しました。

もともち保育園民営化を可決 園舎の無償譲渡は継続審査に

国分寺市立もともち保育園を民設民営化するための条例改正案と、民設民営化に伴い、継続的かつ安定的に良質な保育の提供を図るため、運営受託法人である社会福祉法人陽だまり会に保育園園舎を無償譲渡するための議案が提出され、文教子ども委員会に付託し審査しました。

【委員会での主な質疑等】

Q 当該議案が可決されない場合、市は運営受託法人に損害賠償の責めを負うのか。

A 運営受託法人と市の間で結ばれた基本協定書について、法人との協議により、議決は損害賠償の対象外とする協定を結ぶ。

Q 平成23年9月策定の保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画は達成したのか。

A 待機児減は十分に達成できていないが、コスト削減は成果がある。

Q 民営化による定数16人減は逆行ではないか。

A 都の認可を得るために定数変更が必要。

Q 当該地域に保育園は少なく、3、4、5歳児の定数減をどう考えるか。

A 民営化する以上、定数変更はやらざるを得ない。国分寺駅周辺に保育園を誘致し、拡充していきたい。

Q ゼロ歳児の定数減はどのように決定したか。

A ゼロ歳児より、1歳児から入れる枠を増やしたい。

Q 市の保育士の今後の配置先は。

A 意向を確認し、対応していく。

Q 民営化後の障害児保育の受入数は。

A 受入れを継承する旨ガイドラインに記載し協定書にうたっている。

Q 全体計画では年間1園当たり8,300万円減で、累計8億3千万円減の予定だったが、実際はその8分の1の減ではないか。

A 保育士の待遇改善等も含め想定より効果は薄いですが、民営化及び保育園増設は図る。

Q 地方自治法には適正な対価なくして譲渡するとき議決が必要との規定だが、適正な対価を算定したか。

A 不動産鑑定士に評価額を算定してもらった。

Q 公有財産規則では財産の処分に係る価格は財産価格審議会の議を経なければならないのでは。

A 適正な時価により評価した財産を処分するときに審議会の議決が必要との規定であり、本件は該当しない。

Q 無償譲渡が適切か否か議決する我々議会

にも責任がある。より慎重に対応すべきでは。

A 財産価格審議会に諮問したい。

Q 法人は安定した法人運営で、積立金もある。無償譲渡は妥当か。

A 民営化の手続において無償譲渡することを決定している。

【委員会での採決】

園舎の無償譲渡については、継続審査と決し、また、保育園の民営化議案については、可否同数となり、委員長裁決で否決と決しました。

【最終日に、委員会を再度開催】

市から、「委員会での指摘を踏まえ、法人と協議し、ゼロ歳児の定員を2人増やす」旨の報告がありました。

【本会議での討論】

賛成 保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づいて行われるものであり、その必然性は明らか。

反対 市直営の保育園と私立の保育園、それぞれがあつてこそ、保育の質向上に一番効果的だ。

賛成 ゼロ歳から2歳の定員が31人から34人へと3人ふえることは評価に値する。

反対 公立保育園の民営化政策は待機児童の解消に逆行する。

【本会議での採決】

可否同数となり、議長裁決で可決と決しました。

「議案第113号 国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例 についてに対する附帯決議」を賛成多数で可決

12月21日開催の本会議において、議案第113号国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例についての議案が可否同数・議長裁決により可決となった後、この議案に対する附帯決議（議案に付け加える議会の要望）が提出され、同日開催の本会議に賛成多数で可決されました。

その内容は以下のとおりです。

文教子ども委員会に付託され審査された当該議案について、委員会での採決後に市より事情変更の報告がされた。その内容は定員の変更という、議案審査への重大な影響を及ぼす内容であった。

本来、市は議案審査にあたって正確な説明を行うことが求められることは当然である。このことを真摯に受けとめ、今後このような事態が生じないように、改めて議案審査に万全を期していただくよう、強く求めるものである。

一方で、今回の報告によって、0歳児で2人の定員の増が示され、全体の合計は89人から91人となったことは大きく評価できることである。このことにより、0、1、2歳児の定員が、現行の31人から34人へと3人の増加の見通しとなったことも評価できる点である。

また、さらなる定員の拡大の可能性も示されたところであり、これらのことを確実に実現に

つなげていくことが重要である。

よって、国分寺市議会は、議案第113号 国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例についての議決にあたり下記決議する。

記

1 もともち保育園の定員変更について、市より示された91人からさらに増やすために最大の努力を講じること。

平成30年12月21日 国分寺市議会